

化審法のスクリーニング評価・リスク評価における WSSD2020 年目標への取組の総括
を踏まえた優先評価化学物質の見直しについて（案）

令和4年1月
厚生労働省
経済産業省
環境省

1. 背景

優先評価化学物質の見直しについては、これまで、リスク評価（一次）評価Ⅱの結果に基づき第二種特定化学物質に該当しないと考えられた物質や、過去3年以上、低生産量化学物質の審査における特例措置との整合性を考慮し、製造・輸入数量の全国合計が10t以下となる場合、又は化審法の少量新規化学物質の届出における特例措置との整合性を考慮し、推計排出量が1t以下となる場合に該当する物質（数量監視物質）については、化審法第11条に基づき、優先評価化学物質からの取り消しを行ってきている。

令和3年9月開催の三省合同審議会¹において、化審法のスクリーニング評価・リスク評価における WSSD2020 年目標への取組の総括に係る審議が行われ、スクリーニング評価・リスク評価の更なる合理化・加速化に向けた取組の1つとして、優先評価化学物質への指定後に新たに得られた有害性情報及び暴露情報を用いて優先度マトリックスに当てはめ、リスク評価（一次）評価Ⅰ又は評価Ⅱの段階においてリスク懸念のない物質の機動的な優先取消を検討することとされた²。

2. 優先取消の検討方法

優先評価化学物質のうちデフォルト適用又はエキスパートジャッジで優先指定されたもの以外を対象に、直近3年間の化審法届出情報、及び優先取消の検討時点までに収集・評価した最新の有害性情報を用いて、優先度マトリックスへの当てはめを行う。さらに、スクリーニング評価と同様に、化審法届出情報と同じ直近3年間のPRTR情報及び評価対象年度から過去5年分のモニタリングデータも活用して判断を行う。

なお、現在、数量監視の対象となっている優先評価化学物質については、従前の考え方で取り消しを行うこととする。また、デフォルト適用等によって優先指定された物質の扱いについては、今後の検討課題とする。

上記の検討の結果、以下の条件（1）～（3）に該当する物質については、リスク懸念のない物質として優先評価化学物質からの取り消しを行い、一般化学物質としてスクリーニング評価を行っていくことが妥当と考えられる。

¹ https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/2021_02.html

² https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2021_02_01_01.pdf

37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59

- (1) 優先度マトリックスにおける優先度が、3年連続で「外」となる物質
- (2) 過去3年間の優先度が「低」又は「外」で構成される物質(3年連続「外」であるものを除く。)
- については、PRTR 情報及びモニタリングデータを活用し、スクリーニング評価における専門家による詳細評価の判断基準も参照して、以下の2つの条件を満たす物質
- ・ 3年間の PRTR 情報による優先度も「低」又は「外」で構成される物質
 - ・ モニタリングデータは、いずれの地点においても HQ 及び PEC/PNEC 比が小さい物質
- (3) 人健康影響と生態影響の両方が指定根拠の優先評価化学物質については、両方が上記(1)又は(2)に該当する物質

3. 優先取消を行う物質

上記2及び3にしたがい、2018年度までに優先評価化学物質に指定された物質(200物質)を対象に具体的な優先取消の候補物質を検討した結果は、別紙1(人健康影響)及び別紙2(生態影響)のとおり。

4. 今後について

2018年度までに優先評価化学物質に指定された物質のうち、本検討で「優先評価化学物質の取消を行い、一般化学物質としてスクリーニング評価を行っていくことが妥当」と判断された物質については、本年度末に優先評価化学物質取消を行うこととする。

また、本検討において整理した考え方は、「化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の基本的な考え方」³にも反映させ、来年度以降も引き続き実施することとする。

なお、リスク評価(一次)評価Ⅰ及び評価Ⅱについては、例年どおり着実に評価を実施する。

³ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/riskassess_kangaekata.pdf